

# 鳥取縣農業會報

縣

令

昭和廿二年三月四日 火曜日

本報ノ六ヶ月ヘ隔て定期刊行

第四條 養成課程を終えた者は一年間農業技術員として縣内の農業會に勤務する義務がある。

第五條 入學させる練習生は毎年二十名以内とする。

第六條 入學させる練習生は品行方正、身体強健、志操堅實で左の各號の一に該當する者でなくてはならない。

(一) 舊甲種農業學校卒業程度以上の學力を有する者。

(二) 舊乙種農業學校又は青年學校本科農業科卒業程度以上の學力を有する者で、農事試驗場又は修練農場等で一年以上の訓練を受けた者。

(三) 前號の訓練を受けなくとも農業の経験を有する者で、知事の銓衡を経た者。

但しこれに該當する者の數は前號の員數の二分の一以内とする。

第二條 養成中は別に定める豫算の範圍内において手當を支給する。

但し右期間中二ヶ月間は縣内の農業會にて實地見習をさる。

第三條 養成中は別に定める豫算の範圍内において手當を支給する。

## 調査研究

〇〇

## 實務訓練

〇〇

## 体育

七〇

## 合計

一、六〇〇

第十一條 練習生に課する實習は左記の場所で行う。但し必要に應じ左記以外の場所でも行う事がある。

## 農事試驗場

種畜場

## 修鍊農場

## 指導農場

第十三條 練習生で已むを得ぬ事由の爲め休學するものは休學願を差出さなければならぬ。

第十四條 練習生としての本分を誤り悔悟の見込なしと思われる者若しくは成業の見込なしと認められる者は退學させる。

第十五條 練習生退學するときは其の事由を具して退學願

を差出さなければならない。

第十六條 本所に左の職員を置く。

所長 一名

地方事務官 一名

舍監 一名

第十七條 所長は所務を掌理し練習生の訓育を掌る。  
第十八條 地方技官は所長の命を受け練習生の訓育に當り所務を分擔する。

第十九條 本規程實施に關する細則は別に定める。  
地方事務官は所長の命を承け庶務會計に從事する。

第二十條 この規則は公布の日から之を施行する。

昭和十九年五月鳥取縣告示第二百四十三號鳥取縣立農業技術員養成所規程は之を廢止する。

第六條 附則

第六條 本規程實施に關する細則は別に定める。  
所務を分擔する。

第六條 様式（用紙半紙）

(1) 農業練習生志願書

00522

成績證明書を添付して、毎年一月十日より三月十五日迄

に所長宛提出しなければならない。

第八條 練習生志願者には左の入學試験を課する。

數學 農業、作文（舊甲種農業學校卒業程度）

第九條 入學の許可を受けた者は本縣に住居する公民一人を保證人として別記様式の保證書を所長へ提出しなければならない。

第十條 練習生は合宿させる。但し特別の事由に依り合宿出来ない者は所長の承認を要する。

第十一條 練習生に課する學課及び教授時數は次の通りである。但し必要に應じ特別講義を爲すことがある。

## 學 課

科 目 第一年 教授時數 第二年 備考

普通作物 五〇〇 五〇〇

特用作物 一〇〇 一〇〇

品種改良

土壤

肥料 一〇〇 五〇

00520

第十二條 練習生は左記の場所で行う。但し必要に應じ左記以外の場所でも行う事がある。

## 農業試驗場

## 指導農場

## 修鍊農場

## 農業試驗場

貴所農業練習生として入學いたしましたく別紙履歴書並成績證明を添え御願いたしました。

00523

年 月 日

住 所

世帯主の職業及名と其の續柄

氏

名 團

保 證 書

右 氏

名 團

右の通り相違ありません。

鳥取縣立農業技術員養成所長殿 氏 名 團

現住所 戸主の職業及名と其の續柄

年 月 日

住 所

練習生 氏 名 團

名 團

職業練習生との續柄

年 月 日

住 所

保證人 氏 名 團

名 團

職業練習生との續柄

年 月 日

住 所

保證人 氏 名 團

名 團

00525

學 歷

生年月日

鳥取縣立農業技術員養成所長殿

生年月日

職業練習生との續柄

00524

00524

四 第

修 得 證 書

氏

名

生年月日

二、養成課程

普通作物、特用作物、品種改良、土壤、肥料、農具、植物病理、農業昆蟲、園藝、農產製造、農業經濟、農業簿記、營業大意、畜產大意、農業土木大意、重要副業、農業氣象、農政、農業保險、農業團休經營、農業團休法規、農地制度、農業汎論、調查研究、實務訓練、其他必要と認めたもの。

右者當所農業練習生の課程を修得したることを證す

年 月 日

鳥取縣立農業技術員養成所長 氏 名 團

三、修業年限 二カ年

四、義務年限

(一) 舊中種農業學校卒業程度以上の學力を有する者。

(二) 舊乙種農業學校又は青年學校本科卒業程度以上

の學力を有する者で、農事試驗場又は修練農場等で一年以上訓練を受けた者。

昭和二十一年三月四日

鳥取縣知事 吉 田 忠

◆鳥取縣告示第八十六號  
昭和二十一年度入學せしる鳥取縣立農業技術員養成所練習生を左記要項により募集する。

一、養成の目的

本縣の農業指導に從事する優秀なる農業技術員を養成する。

00525

で知事の銘衡を経た者。

六、募集人員三十名以内

七、入學試験

(一) 科目

數學(代數) 農業・作文(舊甲種農業學校卒業程度)

(二) 期日

三月三十日 午前八時三十分

(三) 場所

鳥取市吉成 鳥取縣立農業技術員養成所  
米子市旗ヶ崎 鳥取縣立農事試驗場西伯分場

八、志願手續

志願者は居住地の鳥取縣農業會館(市)支部長を経て  
志願書に自筆の履歴書並に學校成績證明書を添付し三

月十五日迄に所長宛提出する。

九、合宿設備

合宿設備は目下修理中にて收容出來ないので、合宿を  
希望する者は當分の間通學可能の地域に下宿すること  
が望ましい。

昭和廿二年三月四日印製  
昭和廿二年三月四日發行 鳥取縣公報  
(昭和四年四月十五日)  
 第三種郵便物認可  
 行政局 鳥取縣  
 鳥取市東町  
 鳥取縣公報編輯部

00526

# 鳥取縣公報

告示

昭和廿二年三月四日

映画観覧料金の統制額

| 級  | 外    | 火曜日  |
|----|------|------|
| 一級 | 三圓〇〇 | 六圓五〇 |
| 二級 | 七圓〇〇 | 三圓五〇 |

演劇観覧料金の統制額

| 級  | 外      | 火曜日    |
|----|--------|--------|
| 一級 | 大人一圆八人 | 小人一圆五人 |
| 二級 | 一〇圓〇〇  | 五圓〇〇   |

物價統制令第四條の規定により映画、演劇及び演藝の入場料金並びに觀覽料金の統制額を次の通り指定する。

昭和廿二年三月四日

鳥取縣知事 吉田忠一

映畫入場料金の統制額

| 級  | 外    | 火曜日  |
|----|------|------|
| 一級 | 四圓〇〇 | 一〇〇〇 |
| 二級 | 五圓〇〇 | 二〇〇〇 |

映館とする。

六、本表料金中映畫においては劇映畫一本建の料金とし、

映画館一本建以上及び實演附の場合は十前の範圍内にあり、所管警察署長の認可を受け加算し得るものとする。

七、演劇及び演藝にして特別の場合は五圓の範圍内において

35200

で所轄警察署長の認可を受け加算し得るものとする。

八、演劇、演藝を同一館において同時に上演する場合は、演藝観覧料金と適用するものとする。

九、免稅興行の場合は本料金率中税額を差引た額の範囲内

とする。

一〇、本料金の統制額及び加算額は税込の料金とする。

この規定は昭和二十一年三月十一日よりこれを施行する。

昭和廿二年三月四日開  
鳥取縣公報

(昭和廿一年三月十五日)  
第三回

開行告一鳥取市原町  
鳥取縣立農業試驗場  
農業試驗場